

# 道路改良工事に伴う通行止のお知らせ

建設課では、平成30年度より町道上之原永田橋線の道路改良工事を鋭意進めております。

本年度も工事を行うにあたり、下記の通り**車両通行止**を行いますので、地域の皆様には不自由をおかけいたしますが、工事期間中の迂回にご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、通行止めの間、鹿児島交通バスの「鉄道記念館前バス停」は休止となりますので、予めご了承くださいませよう、お願いいたします。

■規制期間：令和3年8月16日～令和3年11月19日（予定）

■通行止の時間：8時30分～17時00分（日曜日除く）

■お問い合わせ先：肝付町役場 建設課 ☎0994(65)8424



## 8月は「道路ふれあい月間」です

普段何気なく利用している道路の重要性をご理解いただき、いつも広く・美しく・安全な道路であるようご協力をお願いします。

道路や側溝へ畑の泥などが落ちた場合は、原因者において回収してください。また、敷地から土砂が流れ出た場合には所有者・管理者において撤去の上、流出防止対策を講じるなど、適切な管理をお願いします。

道路に隣接する土地の埋め立て及び工作物（石堀、ブロック積）などの計画がある場合は、必ず事前に建設課または農業振興課へ境界立会などの申請をしてください。

道路や側溝の清掃、草払いなど、日常の適切な管理で、事故や災害、悪臭等の防止にご協力ください。

### 道路に張り出した木や竹の伐採をお願いします

道路を安全に通行するため、一定の幅、一定の高さの範囲内に通行の障害となるものを設けてはならない区域として建築限界が定められています。台風や大雨で木や竹が倒れて、道路が通行止めになることもありますので、木や竹の適切な管理をお願いします。

なお木や竹が道路に越境していたり、事故等損害が発生した場合、被害者から、木や竹の所有者が管理責任を問われることがあります。

### お問い合わせ先

肝付町役場 建設課 ☎0994(65)8424  
肝付町役場 農業振興課 ☎0994(65)8417

